

平成 27 年 11 月 26 日

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果

総務省は、小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案について、平成 27 年 9 月 29 日（火）から同年 10 月 29 日（木）までの間、意見募集を行ったところ、2 件の御意見を頂きました。

1 改正の背景

小売物価統計は、国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的としています。

小売物価統計の一部を構成する消費者物価指数は、家計における消費構造の変化、市場における商品の流通又はサービスの変化等に対応して、西暦年の末尾が 0 又は 5 の年に合わせて、5 年ごとに基準改定を行っており、今回の基準改定は平成 27 年（2015 年）を基準年として行います。これに合わせて、小売物価統計調査においても調査品目の名称変更及び調査品目の廃止を行うため、小売物価統計調査規則の一部改正を行うものです。

2 意見募集の結果

提出された御意見等の概要及び総務省の考え方は、別紙のとおりです。

3 今後の予定

公布日：平成 27 年 12 月

施行日：平成 28 年 1 月（ただし、調査品目の廃止については、平成 29 年 1 月に施行します。）

連絡先

総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室

担当：課長補佐 河野

企画指導第一係長 梅田

電話：03-5273-1166（直通）

FAX：03-5273-3129

提出された御意見等の概要及び総務省の考え方

総務省は、平成 27 年 9 月 29 日から 10 月 29 日までの間、小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案に関する意見募集を行ったところ、以下のとおり御意見を頂きました。厚く御礼申し上げます。

提出された御意見等の概要を紹介するとともに、御意見に対する当省の考え方を説明いたします。

該当箇所	提出された御意見等の概要	総務省の考え方	命令等への反映の有無
2. (1) 調査品目の名称変更	<p>提示の案・資料では、ここで言う「調査品目の名称変更」は、内容を変えず名称だけを変える意味なのか、内容も変える意味なのかが不明である。</p> <p>また、変更案の名称が内容にふさわしいものなのかもわからない。</p> <p>そのため、それぞれの品目名称が何を指しているのかわかるようにして意見募集するのでなければ、意味がない。</p>	<p>小売物価統計調査の調査品目は、家計調査における消費支出額を基準に選定しているため、公的統計の体系的整備を図る観点から、家計調査との関係をより明確にすることを目的として、家計調査の収支項目分類名に対応した名称に変更します。</p> <p>今回の名称変更により調査する基本銘柄を変更することは予定しておりませんが、変更後の名称で調査する基本銘柄については、総務省統計局ホームページ (http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/3.htm) の「調査品目及び基本銘柄」より御確認をお願いします。</p> <p>なお、上述のとおりこの変更により銘柄を変更する予定はありませんが、基本銘柄の設定に当たっては、今後も現行どおり基本銘柄の設定基準（品目の価格変動を代表するものであるか等）に照らして、判断することになります。</p>	なし

該当箇所	提出された御意見等の概要	総務省の考え方	命令等への反映の有無
2. (2) 調査品目の廃止	<p>需要の大小に関して考慮することも、一考してみてもどうか。</p>	<p>小売物価統計調査では、家計調査における当該品目への支出額が家計の消費支出総額の1万分の1以上となるかどうかを目安とした上で需要を考慮し、調査品目を選定しています。</p> <p>今回の廃止品目についても、当該基準により、家計消費支出上重要度が低くなった品目を廃止することにしました。</p>	なし